

群馬県警察

外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続について (外国の免許を日本の免許に切り替える試験)

切替手続ができるのは次の方です。

外国免許が有効な免許証であること。

免許取得後、発給国に3月以上の滞在期間があること。

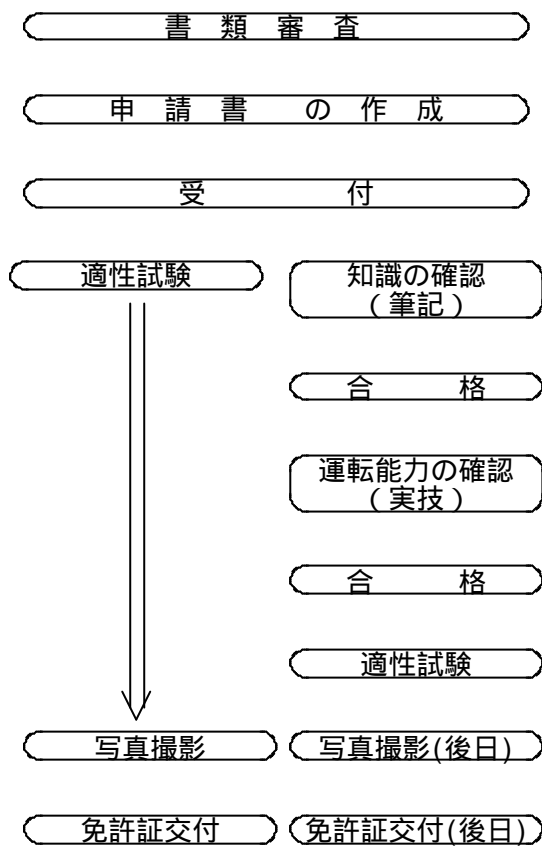
受付時間	月曜日から金曜日まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始の休日を除く。) 日本語ができない方は通訳人を同行して下さい。 午後1時～午後1時30分
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口
必要書類等	<p>運転免許申請書(申請書は、運転免許試験窓口又は総合交通センター内交通安全協会窓口にて用意してあります。)</p> <p>外国の運転免許証 外国の運転免許証のA4サイズのコピーも必要です。 交付(取得)年月日のないものは、それが分かる書類を当該国から取寄せて下さい。</p> <p>パスポート(出入国の記録があるもの・古いパスポートも必要) パスポート記載部分のすべてのA4サイズのコピーも必要です。</p> <p>外国免許証の日本語翻訳文 日本語翻訳文は、下記の機関の作成したものに限り、 ・ 発行行政庁、発行国の領事館又は日本自動車連盟 (JAF・電話027-364-5155)</p> <p>本籍記載のある住民票の写し 1通 ・ 外国人の場合は外国人登録証等 ・ 外国人登録証又は住民票のA4サイズとB5サイズのコピーも必要です。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">市町村長が発行する「住民票の写し」は、コピー複製等をしたものでは受理できません。</p> <p>免許用写真 1枚 ・ 縦3cm×横2.4cm ・ 申請前6か月以内に撮影 ・ 無帽、正面、上三分身、無背景 日本の免許証(失効免許証を含む。)があればご持参ください。 国際免許証(発給を受けている方) 書類審査の結果、証明書など他の書類が必要になる場合があります。 運転免許の取り消し処分を受け、その後初めて免許を取得する方は「取消処分者講習終了証書」</p>

その他	日本の免許証は安全に運転できることを確認した上で発行されます。 審査の結果、受理できない場合もあります。 所持免許の発給国により必要書類等が異なるため、詳しいこと、不明な点は、必ず下記までお問い合わせください。
-----	---

区分	手数料		
	普通免許	二輪免許	原付免許
受験手数料	2,400円	2,950円	1,650円
交付手数料	2,100円	2,100円	2,100円
計	4,500円	5,050円	3,750円


手続の順序





免許証の交付は、午後4時頃となります。(ただし、その日の受験者数等の状況により前後します。)

問い合わせ先 運転免許課 (学科試験係) 027-253-9300

 [運転免許試験へ](#)